まちなかアートフェスタ開催委託業務にかかる
審査基準について

1　業務委託候補者決定方法

契約限度額の範囲内の価格をもって有効かつ審査委員会が評価項目ごとに定めた審査基準をもとに採点した結果、最も得点の高い１者を業務委託候補者とする。

（１）企画提案の採点

まちなかアートフェスタ開催委託業務提案書審査基準表により、各参加者の提出書類及びプレゼンテーションの内容を採点する。

ただし、最高点を獲得したものが複数ある場合は、審査委員の採決により決定し、総得点が一定基準（６割）に達しない場合は、業務委託候補者としない。

なお、採点については、次のとおり５段階評価とする。

採点	評価	得点
①	極めて優れている	配点の 100%を与える
②	優れている	配点の 80%を与える
③	普通	配点の 60%を与える
④	やや不十分	配点の 40%を与える
⑤	不十分	配点の 20%を与える

（２）提案者が１者の場合

提案者が１者の場合は、評価する審査委員の合計点が満点（100 点×評価する審査委員数）の６割以上である場合は、業務委託候補者とする。

2　審査基準表

別紙のとおり